

委託業務仕様書

1. 業務の名称

令和8年度 荒川豊蔵資料館ライトアップ事業企画運営等委託業務

2. 委託業務期間

契約締結日から令和8年12月11日（金）まで

3. 委託業務の目的

本業務は、荒川豊蔵資料館の有する豊かな自然空間を活用し、ライトアップによる特別な空間演出を実施することで、新たな魅力を創出する。これにより、美濃桃山陶の聖地を全国、さらには世界の人々へ効果的に発信するとともに、市民に対しても地域の魅力を再確認する機会を提供し、本市への愛着の醸成につなげることを目的として、ライトアップ事業企画運営等業務を委託するものである。

4. 荒川豊蔵資料館ライトアップ概要

- (1) 開催期間： 11月中旬～下旬の5日間（令和8年11月13日（金）～22日（日）のうち5日間を予定）
（プレイベントを10月21日（水）に実施予定）
- (2) 開催場所：荒川豊蔵資料館（岐阜県可児市久々利柿下入会 352 番地）
- (3) 駐車場：可児郷土歴史館（岐阜県可児市久々利 1644-1）等
- (4) 開催時間：18：00～21：00（20時00分最終入場）
- (5) 募集人数：1日150人程度（シャトルバスの送迎可能人数を踏まえて設定する）
プレイベント参加者の名簿については、委託者が作成し、受託者へ提供する。
- (6) 入場料：1人当たり1,000円（記念品込み）（予定）
- (7) 参加方法：事前予約制及び事前決済制（可児駅、可児郷土歴史館よりシャトルバスを運行）
- (8) 所要時間：1時間程度
- (9) 主催者：可児市
- (10) 委託内容：①美濃桃山陶の聖地、荒川豊蔵資料館の魅力発信
②会場の運営
③無料バスの運行
④独自提案企画の実施
⑤記念品の作成及び配布

⑥事前予約・事前決済の実施

⑦広告・PR業務

5. 業務委託の内容

荒川豊蔵資料館ライトアップ事業の実施（本イベント、プレイベント）

（1）美濃桃山陶の聖地、荒川豊蔵資料館の魅力発信

委託内容：来場者に対し、美濃桃山陶の聖地及び荒川豊蔵資料館の魅力を効果的に発信し、認知度向上及び誘客促進を図る。

必須事項：①来場者に対し、夜間のみじライトアップの魅力に加え、荒川豊蔵資料館における昼間のみじ景観の魅力を合わせて発信すること。

②映像やパネル等を用いて荒川豊蔵資料館が美濃桃山陶の聖地、人間国宝・荒川豊蔵ゆかりの地であることを来場者に伝えるための工夫を行うこと。

③荒川豊蔵資料館の通常営業日への来訪につながる企画を実施すること。

（2）会場の運営

委託内容：ライトアップ会場の円滑な運営を行うため、運営スタッフの配置、受付ブース及び会場内の装飾等を用意する。

必須事項：①運営スタッフ 12 名以上を適切に配置すること。（交通誘導専門員 4 名含む。現地運営及び安全管理に必要なスタッフを適切に配置するとともに、不測の事態が発生した場合に対応可能な体制を整えること。なお、プレイベントは、来場者を限定して実施するため、運営スタッフ 10 名以上（交通誘導専門員 2 名を含む。）の対応とする。

②来場者対応及び受付業務を実施するため、受付ブースを設置すること。

③会場内の装飾について、統一感のあるデザインとし、プレイベント及び本イベント実施日 17：00 までに設置すること。

④会場にて地域団体等と連携したおもてなし企画を実施する。おもてなし企画の費用については 200 千円（税込）を上限として受託者が支払うこと。ただし、その内容、内訳については委託者と地域団体等と協議の上、決定すること。

⑤開催日に来場者アンケートを実施すること。アンケートの内容は委託者が提供し、回答用 QR コードを掲載したパネル等の作成・設置は受託者が行うこと。

（QR コードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

⑥ライトアップ器具については、ライトアップ設置委託業者が別添資料①「荒川豊蔵資料館ライトアップ器具設置場所配置図」のとおり配置する。配置については変更する場合がある。

その他：①地域団体等と連携したおもてなし企画について、道路管理者との協議が必要になる場合があるため、事前に委託者と協議するものとし、申請書等の作成に必要

となる資料提供を委託者に行うものとする。

②少雨決行とするが、荒天時（警報発令等）は中止とする。中止の判断は委託者が前日までに判断するものとする。

（3）無料バスの運行

委託内容：可児郷土歴史館及び可児駅から荒川豊蔵資料館へ往復送迎する。

（可児郷土歴史館等を来場者駐車場として設定する。）

必須事項：①バスの契約等、運営に係る調整及び支払い等は受託者が行うこと。

なお、可児市近辺の事業所を選定すること。

（行程）（a）可児郷土歴史館⇔荒川豊蔵資料館

（b）可児駅⇔可児郷土歴史館⇔荒川豊蔵資料館

（仕様）バス：乗車人数 18 人乗り以上、台数 2 台以上、（a）、（b）合わせて 10 回以上往復

②委託者が指定するバスの停車場にバスの運行表及び乗車場所がわかるように目印をプレイベント、本イベント実施日 17：00 までに設置すること。（バス運行表及び目印に関して、レイアウト・デザイン・素材・設置位置などの校正を 1 回以上行うこと。）

③バスの装飾について、行先・事業名などを掲示し、来場者に対し目的地やイベントの関連バスであることなどが明確にわかる仕様とすること。

④事前予約時にバスの乗車時間ごとに予約枠を設定し、来場者が特定の時間帯に集中しないよう分散を図ること。

⑤開催期間中（5 日間）は、バスを 2 台以上運行すること。なお、プレイベントは、来場者を限定して実施するため、バス 1 台「可児郷土歴史館⇔荒川豊蔵資料館」のみの対応とする。

⑥バスの運行については、来場者の状況に応じて臨機応変に対応できる体制を整備すること。

⑦バスの運行表及び乗車場所の目印について、道路管理者との協議が必要になるため、事前に委託者と協議するものとし、申請書等の作成に必要な資料提供を委託者に行うものとする。

⑧バスの運行におけるバスの停車位置及び交通誘導専門員の配置場所については、警察署との協議が必要になるため、申請書等の作成に必要な資料提供を委託者に行うものとする。

（4）独自提案企画の実施

本業務の目的を踏まえた上で、受託者の創意工夫を凝らした集客力の高いイベントを企画し実施すること。なお、独自提案企画については、荒川豊蔵資料館及びもみじのライ

トアップを活かしつつ、より深い理解が得られる企画とすること。

また、来場者自身による SNS 等を用いた情報発信が期待できる企画であり、イベント及び荒川豊蔵資料館の通常営業日への来訪につながる内容にすること。

(5) 記念品の作成及び配布

- ①来場者へのお土産として、記念品をプレゼントする仕組みを設けること。
- ②記念品の個数、取得の段階、デジタル・アナログなど記念品に関する仕組みは自由提案とする。
- ③本イベント及び荒川豊蔵資料館の通常営業日への再来訪を促進するような魅力的な特典を提案すること。
- ④記念品の製造は、一括で行わず、プレイベント前、本イベント前にそれぞれ作成すること。
- ⑤商品購入、包装、発送等に要する一切の経費は受託者の負担とする。

(6) 事前予約・事前決済の実施（本イベントのみ）

・参加の申し込み受付について

- ①申込受付はインターネットによる事前予約とすること。
- ②予約については、ライトアップ事業特設サイトを設立し、当該サイト内にて受け付けるものとする。
- ③当日に、受付済みの参加者を識別できるよう、チケット発行等の工夫を講じること。
- ④事務局として、本企画に関する問い合わせ対応など、運営に関する業務を行うこと。
- ⑤土日祝など閉庁時の事務局運営に関して、市民や参加施設からの問い合わせなどの対応策を講じること。
- ⑥本システムの利用料、ライセンス料、保守管理費、およびシステム構築に関わる一切の費用は受託者の負担とする。

・決済方法について

- ①クレジットカード、QRコード決済（PayPay 等）、コンビニ払い等、主要な決済手段を確保し、オンライン事前決済とすること。（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）
- ②決済完了後、参加者に対して「予約確定通知」および「電子受領メール」を自動で送付すること。
- ③受託者はキャンセルポリシーに基づいた返金実務を担うものとする。
- ④参加者の自己都合によるキャンセルが発生した場合、受託者はシステムを通じて速やかに返金処理を行うこと。なお、キャンセルに伴う決済取消手数料や振込手数料が発生する場合、その費用は受託者又は参加者の負担とする。※参加者に負担させる場合は、その

旨を確実に参加者に周知すること。

⑤返金対応が可能な期間をあらかじめ設定し、参加者へ周知すること。

⑥決済手数料、端末レンタル料、通信費等のキャッシュレス決済の運用に要する一切の費用は、受託者の負担とする。

・その他

①本事業の入場料は委託者の収入とする。

②受託者は、入場料の収納を代行し、指定する期日までにその総額を指定する口座に納入しなければならない。なお、決済手数料等を入場料から差し引くことは認めず、全額を納入すること。

(7) 広告・PR業務（本イベントのみ）

①本事業の認知度を高め、誘客を促進する方策として、広報媒体の効果的な活用を手段を具体的に提案すること。

②広報期間2か月程度あたりに想定される広報媒体の予想観覧人数等と根拠を提示すること。

③広報ツールの発送や広告配信など、配架または配信する地域（施設）を提案し、委託者と協議の上実施すること。実施にあたって必要となる関係機関との調整を行うこと。

④インフルエンサーやオンラインメディアの活用など効果的な情報発信手法により、より多くの集客を図ること。

⑤ポスター等の広報ツール作成及び発送に係る一切の経費は、本業務の契約額に含むものとする。

⑥委託者はイベント企画のPRとして、本市ホームページへの掲載、本市インスタグラムでの投稿、市の情報紙「広報かに」への掲載、地域情報誌「かにさんくらぶ」への掲載などを実施する。

6. 本業務に係る留意事項

(1) 当該事業の開催内容を変更する場合がある。常時、委託者より情報共有を行う。

(2) 当該事業に係る装飾のデザインについては、受託者から提案の上、委託者と協議して決定すること。

(3) 会場の使用料は無料とする。

(4) 各製作物や広告素材について校正を2回以上行うこと。

(5) 当該事業終了後は、原状回復すること。

(6) 期間中における会場の備品等の撤去に関しては委託者と協議して決定すること。

(7) ライトアップ設備設置委託業者、地域団体と常時協議を行い、実施すること。

(8) 委託契約の支払いについては、委託業務完了後に委託者の検査に合格した後に支払う

ものとする。なお、委託業務完了届と合わせてイベント実績報告書を提出すること。

7. 著作権等に関すること

別記「著作権等取扱特記事項」によること。

8. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的・効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護の保護・機密の保持

①受託者は、業務の遂行にあたっては、個人情報保護法、地方自治法、可児市情報公開条例等、その他の法令を遵守し業務を行い、業務遂行に当たり個人情報を取り扱う場合には、その取り扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

②受託者は、業務の遂行を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。委託期間が終了した後も同様とする。

(4) 立入検査等

市は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができる。

9. 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約の取消しができる。その場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等（感染症拡大に伴うものを含む）、市及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合には、それぞれ、事前に書面で通知

することにより契約を解除できるものとする。

なお、受託者は契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

10. 不当介入における通報義務等

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、市に履行期間の延長変更を請求することができる。

11. その他

(1) 本仕様書に明示なき事項や業務上の疑義又は変更が発生した場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。

(2) 本委託業務の実施にあたっては、委託者や関係団体等と十分に協議した上で行うこと。

(3) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、その指示に従うこと。